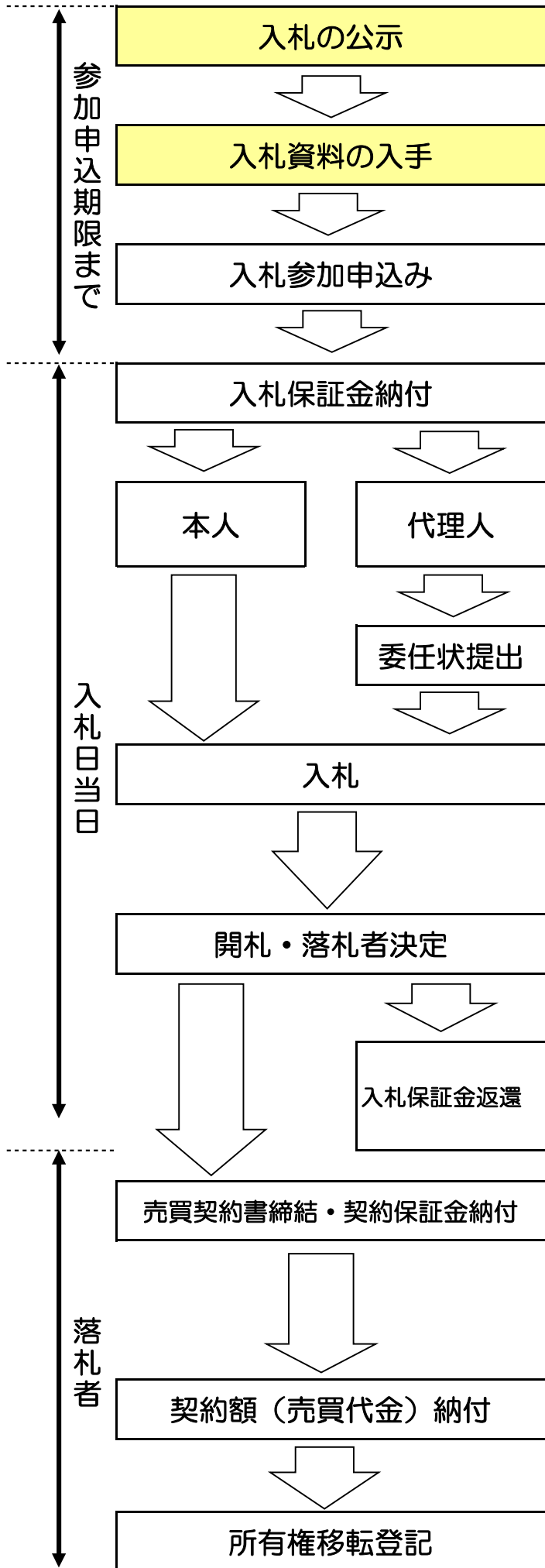


# 公有財産売り払いにおける一般競争入札手続きのながれ

※手続きの詳細については、「入札要領」をご覧ください



市役所掲示板をはじめ、広報紙、公式ホームページによる公告を行います。

入札に参加する場合は、「入札案内書」と入札参加申込書などの各種様式を入手してください。

入札に参加する場合には、指定された書類を要領に記載している日時までに財産活用課まで提出してください。

入札当日までに、入札金額の5%以上に相当する額を「入札保証金納付書」を添えて納付してください。

なお、この保証金は、適正な入札執行がなされた後、返還いたします。

また、落札した方については、契約保証金の一部として充当することができます。

本人ではなく代理人が入札に参加する場合には、入札前に「委任状」を提出してください。

入札は、要領に記載している日時及び場所で行います。「入札書」には、入札前にあらかじめ必要事項と入札者氏名（代理人が入札する場合は、本人氏名と代理人の氏名）を記入し、必要箇所に押印後、入札金額を記入してください。

開札は、入札締め切り後、入札者の面前で行います。市の示した予定価格以上で最高価格の入札をした方を落札者（契約者）とします。

開札後、「入札保証金返還金」により、入札前に納付した入札保証金を返還いたします。なお、入札保証金の返還額には、利息は付きません。

落札決定の日から10日以内に、記名押印をした売買契約書を提出していただき、その後、速やかに契約を締結します。落札者（購入者）は、契約時に売買契約額の10%の金額を契約保証金として納付していただきます。なお、この契約保証金は、売買代金に充当することも可能です。

契約額（売買代金）は、売買契約日の翌日から起算して20日以内に、市が発行する納付書にて支払っていただきます。

なお、土地の引き渡しは、代金が完納された時点になります。

土地に係る所有権移転登記の手続きは、市で行いますが、登記に係る諸費用（登録免許税等）は、購入者の負担となります。